

要配慮者への支援

高齢者、障害者、妊婦、乳幼児、難病患者、日本語を理解できない外国人など災害時に特に配慮を必要とする人を「要配慮者(災害時要援護者)」といいます。そのうち自ら避難することが困難で、避難に支援を要する人を「避難行動要支援者」といいます。

地域で安否確認を行い、安全な場所にみんなで避難しましょう。支援が必要な方は事前に、地域に頼んでおきましょう。

要配慮者の方の支援ポイント

目が不自由な方

杖を持たない方の手で肘のあたりを軽くつかんでもらい、半歩先を歩きます(杖や腕は引っ張らない)。行先や方向、段差など目の前の状況を知らせながら誘導します。



車いすを使う方

階段では3~4人以上で援助し、上がる時は前向き、下るときは後ろ向きで移動します。車いすが使えない場合は、おぶって避難します。



乳幼児を抱える方・妊婦

声をかけたり、荷物を持つなど身体的・心理的な負担を和らげます。



耳が不自由な方

筆談や身振り、手のひらに指で字を書くなどして伝えます。話すときには、口を大きくはっきり、ゆっくり動かして伝えます。



高齢者・傷病者の方

緊急的にはおぶって避難しましょう。1人での援助が困難な場合は、複数で担架や毛布などを使って避難します。



外国人の方

出来るだけ簡単な日本語で伝えましょう。言葉が通じない場合は、身振り手振りで避難所へ誘導します。



精神障害がある方

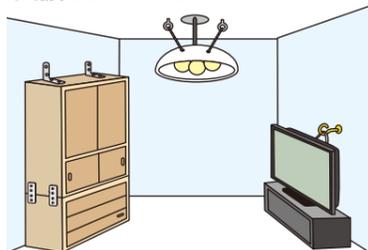
心理的に孤立し混乱される場合があります。不安を和らげるよう優しく接し、分かりやすい言葉で具体的に話しながら、避難誘導し、適切なケアができる状態にもっていくことが大切です。

身体内部に障害がある方

外見ではわかりませんが、災害時に医療行為を受けられなくなると生命の危険に直結する方がいます。医療機器を使用されている場合は、移動に時間も人手も必要になりますので、周囲の協力が必要です。症状の急変や体調の不良を訴える場合は、すぐに医療機関に連絡しましょう。

その他

避難行動要支援者の家の家具を固定するなど、災害対策も支援しましょう。



避難所生活について

避難所では、限られた空間の中で、たくさんの方々が生活します。ルールを守り、住民が主体的に避難所運営に関わり、良好な環境を保ちましょう。

避難所生活

生活ルールを守りましょう

- 起床や就寝の時間、トイレの使い方、喫煙場所、ペット同伴の可否など避難所のルールを守りましょう。
- ほかの人の居住スペースに立ち入ったり、のぞいたり、大声をあげたりするのはマナー違反です。

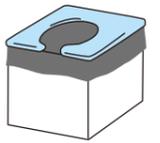
役割分担して運営に参加しましょう

- 避難者もできる範囲で、受け付けや清掃、炊き出し、物資の配布など役割分担をしましょう。
- 助け合いながら避難所運営に参加しましょう。



健康や衛生の管理に気を付けましょう

- エコノミークラス症候群を予防するために、適度な運動と水分補給をしましょう。
- かぜやインフルエンザを予防するため、手洗いうがいをしましょう。換気、マスク、十分な睡眠も有効です。
- 熱中症予防のため、水分補給、室温調整、衣服の工夫をしましょう。
- 食中毒の予防のため、手洗い、消毒、賞味・消費期限の確認をしましょう。
- トイレや浴室などの衛生を保ちましょう。発災後にトイレが使用できない場合に備えて簡易トイレなども備蓄しておくとう便利です。



ベッドやプライバシー確保に努めましょう

- 段ボール型のベッドの設置は足腰の弱い方に有効です。
- プライバシーの確保のために間仕切り(パーティション)などがあると便利です。



犯罪に気を付けましょう

- 避難所では窃盗や詐欺、性犯罪、押し売りなどの犯罪に注意して、怪しい人を見かけたら、警察官や施設担当者に連絡しましょう。

福祉避難所とは

- 福祉避難所とは、主として**高齢者、障害者、乳幼児や妊産婦、外国人**などのうち、入院や施設に入所するほどではないが、一般の避難所では生活に支障が生じることが想定される方々が滞在することを想定した避難所です。
- 一般の避難所内に専用のスペースや部屋が設けられる場合や、老人ホームや障害者施設、その他の社会福祉施設等が指定される場合が多いです。
- 福祉避難所では介助員や通訳などの生活相談員や、支援のための器具やスロープなどが設置されます。
- 最初に一般の避難所に入った場合においても、必要に応じて、市町村の判断で福祉避難所に移送してもらうことができます。

妊産婦や乳幼児を抱えた方々

- 災害時には、一般の避難所内に母子専用のスペースが用意される場合があるほか、専用の母子避難所が設置される場合もあります。お住いの市町村に事前に確認しておきましょう。
- 災害時には簡易の授乳室などが設けられます。



高齢者の方々

- 一人暮らしや要介護の場合は、事前に避難する場所を確認し、市町村の担当者に伝えておきましょう。
- 必要な物品が支援される体制がとられているか事前に確認しておきましょう。
- 一般の避難所での生活が困難な場合は、福祉避難所等の利用も可能です。



障害者の方々

- 避難する場所を事前に確認して、その場所を市町村の担当職員に伝えておきましょう。
- 担当職員と、特に避難所における情報共有の手段や手話通訳、点字、手書き文字などについて、相談しておきましょう。
- 一般の避難所での生活が困難な場合は、福祉避難所等の利用も可能です。

